

伊東市制施行80周年記念事業広報準備業務委託 公募型プロポーザル審査基準書

1 目的

本審査基準書は、伊東市制施行80周年記念事業広報準備業務委託に係る公募型プロポーザルの審査において、審査委員が統一かつ客観的に評価を行うための基準を定めるものである。

2 審査方法

- (1) 審査委員は、本審査基準書に基づき、所定の採点シートにより評価を行う。
- (2) 書類審査及びプレゼンテーション審査を総合評価する。
- (3) 配点は 提案企業の評価（20点）／業務体制（10点）／提案内容（25点）／予算の妥当性（5点）＝計60点とする。
- (4) 評価は5段階（S・A・B・C・D）を基本とし、点数に換算する。

3 審査項目別の評価基準

(1) 提案企業の評価（20点）

ア 実績・専門性（10点）

評価観点

- ① 行政広報、観光PR、デザイン、動画制作等の実績
- ② 類似規模（数百万円規模）の事業経験
- ③ 公共事業の実績、行政との協働経験

評価基準

- ・S（9～10点）：複数分野で高い実績。広報準備事業に極めて適合している。
- ・A（8点）：主要分野で十分な実績。実施能力が高い。
- ・B（6～7点）：必要な実績を概ね有する。
- ・C（4～5点）：実績が限定的。規模・分野に不安あり。
- ・D（0～3点）：実績がほぼない。

イ 信頼性（10点）

評価観点

- ① 経営状況、組織の安定性
- ② コンプライアンス体制
- ③ 行政との協働姿勢

評価基準

- ・S（9～10点）：組織体制が極めて安定。信頼性が高い。
- ・A（8点）：安定しており、問題なし。
- ・B（6～7点）：概ね問題なし。

- ・ C（４～５点）：一部懸念あり。
- ・ D（０～３点）：信頼性に重大な懸念がある。

(2) 業務体制（１０点）

ア 体制の妥当性（１０点）

評価観点

- ① デザイン・動画制作・Web制作等の専門人材の配置
- ② スケジュール管理能力
- ③ 市との調整体制

評価基準

- ・ S（９～１０点）：高度専門人材が揃い、体制が極めて高い。
- ・ A（８点）：必要な体制が十分整っている。
- ・ B（６～７点）：概ね妥当である。
- ・ C（４～５点）：一部不足している。
- ・ D（０～３点）：体制が不十分である。

(3) 提案内容（２５点）

ア 広報戦略の妥当性（１０点）

評価観点

- ① キービジュアルの方向性
- ② 市民に伝わるストーリー性
- ③ ８０周年理念「未来への投資」との整合

評価基準

- ・ S（９～１０点）：理念を深く理解し、広報戦略が明確で効果が極めて高い。
- ・ A（８点）：十分に反映されている。
- ・ B（６～７点）：概ね妥当である。
- ・ C（４～５点）：理解が浅い。
- ・ D（０～３点）：理念と乖離している。

イ 動画・特設ページの構成（１０点）

評価観点

- ① 動画の構成案（尺・演出・メッセージ性）
- ② 特設ページの構成案（ページ構成・導線・視認性）
- ③ 写真素材との連動性

評価基準

- ・ S（９～１０点）：構成が明確で実現性が極めて高い。
- ・ A（８点）：十分に整理されている。
- ・ B（６～７点）：概ね妥当である。
- ・ C（４～５点）：弱い。

- ・ D（0～3点）：構成が不十分である。

ウ 伊東らしさ（5点）

評価観点

- ① 温泉・食・海・歴史・文化等の地域資源の活用
- ② 伊東市の魅力を適切に表現しているか

評価基準

- ・ S（5点）：伊東らしさが強く、独自性が高い。
- ・ A（4点）：十分に反映している。
- ・ B（3点）：概ね妥当である。
- ・ C（2点）：弱い。
- ・ D（0～1点）：ほぼ反映なし。

(4) 予算の妥当性（5点）

評価観点

- ① 420万円以内で実現可能か。
- ② コスト配分の合理性
- ③ 過不足の有無

評価基準

- ・ S（5点）：費用対効果が極めて高い。
- ・ A（4点）：十分妥当
- ・ B（3点）：概ね妥当
- ・ C（2点）：一部不合理
- ・ D（0～1点）：不適切

4 総合評価

- (1) 各委員の採点を集計し、合計点の最も高い者を最優秀者とする。
- (2) 必要に応じて協議を行い、総合的に判断する。
- (3) 同点の場合は提案内容（25点）の得点が高い者を上位とする。

5 守秘義務

審査内容及び採点結果は外部に漏らしてはならない。

6 その他

本基準書に定めのない事項は、審査委員長が判断する。